#### 藤沢市職員の旅費に関する条例の一部改正について

公務のために旅行する職員に対し、「藤沢市職員の旅費に関する条例」(以下「旅費条例」という。)等に基づき旅費を支給していますが、社会情勢の変化に伴い、支給の対象となる項目やその支給額をより実態に即したものとするため、「旅行に伴う支出で公費によって負担すべき支出についてその実費を弁償する」という考え方をもとに、他自治体の状況等も踏まえ、一部見直しを行うこととしました。

#### 1 見直しをする背景

旅費は、旅行中必要とされる費用を弁償するもので、本来であれば、旅行中の一切の費用を過不足なく支給すべきものですが、支給にかかる領収証などを揃えて手続を行うと事務が煩雑になることから、日当や宿泊料など一部の旅費においては、定額を支給してきました。

また、旅費条例が当初制定された昭和26年当時は、外食をすることが一般的ではなかったであろうことから、旅行の際の外食の費用を日当に含めて支給してきましたが、現在では、外食をすることや旅行そのものが身近になったこと、インターネットの普及等により旅費として支給すべき金額を事前に把握できるようになったことなどの社会情勢の変化を踏まえ、見直しを行うこととしたものです。

### 2 主な改正点

### (1) 廃止するもの

- ア 日当 [現第12条・第23条] 旅行中の日数に応じ一日当りの定額により支給するもの。
- イ 着後手当〔現第15条〕 藤沢市八ケ岳野外体験教室への赴任に伴う住所又は居所の移転について、 定額により支給するもの。
- ウ 食卓料 [現第25条] 外国旅行について、船賃又は航空賃のほかに別に食費を要する場合に限り、 水路旅行及び航空旅行の夜数に応じ一夜当りの定額により支給するもの。
- 工 支度料 [現第26条]
  - 外国旅行について、定額により支給するもの。
  - ※予防注射や旅券交付、旅客サービス施設使用等の経費を支給する「旅行雑費」 とは異なる。

# (2)額を見直すもの

- 「				
現行	見直し(案)			
ア 鉄道賃 [現第19条]				
【外国旅行】	2以上の階級に区分			
3以上の階級に区分する場合は最上級の直近下位、	する場合は最下級			
2階級に区分する場合は上級	(※1)			
イ 船賃 [現第9条・第20条]				
【内国旅行】	2以上の階級に区分			
3以上の階級に区分する場合は最上級の直近下位、	する場合は最下級			
2階級に区分する場合は下級	(※1)			
【外国旅行】				
2以上の階級に区分する場合は最上級、				
最上級を更に2以上に区分する場合のうち				
・最上級を3以上に区分する場合は				
その最上級の直近下位				
・最上級を2に区分する場合はその下級				
ウ 航空賃 [現第21条]				
【外国旅行】	2以上の階級に区分			
2以上の階級に区分する場合は最上級の直近下位	する場合は最下級			
	(※1)			
エ 宿泊料 [現第13条・第24条]				
別表の定額	別表の額を上限とし、			
	現に要した額(※2)			
オ 交通費と宿泊費を含む、いわゆる「パック旅行」の取扱い				
運賃(鉄道賃、船賃、航空賃、車賃)+宿泊料	パック旅行の額			
I .				

- (※1)最下級を原則としますが、乗り継ぎ等の待ち時間を除き、交通手段により移動する時間が連続して8時間を超える行程の場合は、特別職に限り、「最下級の直近上位」の運賃を支給することができるものとします。
- (※2) 公務の都合により、旅費条例で定める額を上回る宿泊料の施設を選択せ ざるを得ない場合は、その超過分も含めて宿泊料として支給することがで きるものとします。

#### (3) その他

これまで旅費として支給していた金額のうち、見直し後の旅費の種類においていずれにも区分されないものの取扱いについては、旅行のための費用として認められるものは「旅行雑費」として整理し、旅行のための費用ではないが公務において必要なものは歳出科目を整理します。

# 3 施行期日

令和5年4月1日

# 【参考】

# 〇藤沢市職員の旅費に関する条例

別表第1(内国旅行)

区分	日当	宿泊料	
△ガ	(1日につき)	(1夜につき)	
特別職の職員	2,300 円	14,000 円	
一般職の職員	2,000 円	13,000 円	

# 別表第2(外国旅行)

区分	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)	支度料	死亡手当
特別職の職員	4,200 円	14,000 円	5,600 円	70,000 円	520,000 円
一般職の職員	3,800 円	13,000 円	5,100 円	63,000 円	490,000 円

# 〇藤沢市職員の旅費に関する条例施行規則

(日当の額及び日当を支給しない地域)

第9条 条例第12条第2項に規定する規則で定める額は、次の表の区分の欄に掲げる旅行の区分に応じ、それぞれ同表の特別職の職員の欄及び一般職の職員の欄に 定める額とする。

区分	特別職の職員	一般職の職員
神奈川県外の旅行で宿泊を伴わないもの	1,700 円	1,400 円
神奈川県内の旅行で宿泊を伴うもの	1,150 円	1,000 円
神奈川県内の旅行で宿泊を伴わないもの	950 円	800 円

以上